

定 款

沿 革

昭和 43 年 2 月 7 日 設立許可
昭和 43 年 4 月 30 日一部改正（あ）
昭和 44 年 7 月 21 日一部改正（い）
昭和 47 年 6 月 24 日一部改正（う）
昭和 49 年 6 月 14 日一部改正（え）
昭和 52 年 5 月 17 日一部改正（お）
昭和 56 年 12 月 1 日一部改正（か）
平成 6 年 3 月 17 日一部改正（き）
平成 11 年 8 月 19 日一部改正（く）
平成 13 年 7 月 18 日一部改正（け）
平成 17 年 6 月 6 日一部改正（こ）
平成 19 年 10 月 29 日一部改正（さ）

社団法人 日本消防放水器具工業会

〒105-0004

東京都港区新橋二丁目 2 番 10 号

電話 03 (3591) 0657

社団法人 日本消防放水器具工業会定款

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、社団法人 日本消防放水器具工業会という。(き)

第 2 条 本会の事務所は、東京都港区新橋二丁目 2 番 10 号に置く。(あ) (か) (け)

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は、会員の消防用結合金具及びこれに接続する消防用接続器具並びに消火栓器具（以下「消防接手、消火栓器具等」という。）の製作技術の向上及び開発並びに合理的使用及び維持の普及を図るとともに、消防施設の調査研究を行い、火災その他の災害による被害の防止及び軽減に寄与することを目的とする。(き) (く)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。(き) (く)

- 一 消防接手、消火栓器具等の製作技術の向上及び開発に対する調査研究及び情報の交換
- 二 消防接手、消火栓器具等及び消防機器の附属金具等の使用及び維持方法に関する普及宣伝
- 三 次に掲げる認定又は自主認定 (こ)
 - ア スプリンクラー設備、連結散水設備及び連結送水管に使用される送水口の認定
 - イ 消防水利及び消防用水に使用される採水口の自主認定
- 四 消防施設の調査研究
- 五 関係官庁及び関係団体との連絡協力
- 六 消防接手、消火栓器具等工業における企業の合理化に関する調査研究
- 七 機関紙、パンフレット、参考資料及び図書の刊行
- 八 研究会、講演会、懇談会、講習会、展示会等の開催
- 九 その他本会の目的達成に必要な事業

第 3 章 組 織

第 5 条 本会の会員は、正会員、準会員、賛助会員及び名誉会員とし、その資格は次の各号に掲げるところによる。

- 一 正会員 消防接手、消火栓器具等の検定、鑑定の型式のいずれかを保有し個別試験を受験している者で、本人の正会員資格申し入れに対し、理事会において承認したもの。
- 二 準会員 消防接手、消火栓器具等の鑑定、認定（自主認定を含む）の型式のいずれかを保有し、個別試験を受験している者で、理事会において承認したもの。

三 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業に協力しようとする者で、理事会において承認したもの。

四 名誉会員 学識経験を有する個人及び本会の事業に特別の功労があった個人で理事会において推薦したもの。

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第7条 正会員は、本会の維持に任ずる。

2 準会員及び賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

3 名誉会員は、本会の事業に関する重要な事項について、理事会に対して意見を述べることができる。

第8条 本会の会員が本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたときは、理事会は当事者から事情を聴取するとともに、理事会の決議に基づき、除名その他の処分に付することができる。除名その他の処分に付したときは、総会に報告する。(こ)

第9条 本会の会員を退会しようとするときは、あらかじめ理事会に届け出なければならない。

第10条 会員は、前条に定める場合のほか、つぎの各号の一つに該当する場合は、会員たる資格を失うものとする。

一 個人である会員が死亡したとき。

二 法人である会員が解散したとき。

三 会費の滞納が2ヶ月に及び、かつ、第2回の催告後1ヶ月以内に滞納金の全額を納入しないとき。

四 (削除)(さ)

五 (削除)(さ)

第11条 本会に、役員として、理事6人以上10人以内及び監事2人を置く。(お)(き)(く)

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

第12条 理事及び監事は、正会員である個人又は正会員である法人を代表する者のうちから総会において選任する。ただし、理事2人以内は、正会員でない会員で会長の推薦した者のうちから選任することができる。

第13条 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

第14条 監事は、民法第59条の職務を行う。

第15条 本会に、会長1人、副会長2人、及び常任理事若干人を置く。(え)

2 会長、副会長及び常任理事は、理事の互選による。

第16条 会長は、本会を代表し、役務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、役務を処理する。

3 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、常務を処理する。

4 会長に事故があるときは副会長、会長及び副会長に事故あるときは、常任理事の互先

によりあらかじめ定めた常任理事が、その職務を代理する。

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員の任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。(く)

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第19条 役員は、無給とする。ただし、常任理事には、総会の決議を経て、給与を支給することができる。(こ)

第20条 会長は、学識経験者、本会の事業に功労のあった者及び本会の事業と密接な関係のある者のうちから、理事会の決議を経て、顧問及び参与若干人を委嘱することができる。

2 顧問及び参与は、本会の事業に関する重要な事項について、理事会の諮問に応じ、意見を述べるものとする。

3 顧問及び参与に対しては、理事会の決議を経て、手当又は謝礼を支払うことができる。

第21条 本会に、職員として事務局長1人並びに事務員及び技術員若干人を置くことができる。(き)

2 第4条に掲げる事業を遂行するため必要に応じ、部会及び委員会を設けることができる。

3 職員に任免、給与及び服務に関する事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

第4章 会 議

第22条 会議は、総会及び理事会とする。

第23条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

第24条 会長は、各会議の構成員が、3分の1以上の連名をもって、当該会議の開催を要求したときは、すみやかに当該会議を招集しなければならない。

第25条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。

2 総会の招集は、少なくとも1週間前に会員に対して会議に付議すべき事項ならびに会議の日時及び場所を示して行うものとする。

第26条 定期総会は、毎年1回5月に開催し、臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

第27条 理事会は、必要に応じて開催する。

第28条 総会は、正会員の過半数、理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催す

ることができない。

第29条 次に掲げる事項は、総会に付議しなければならない。

- 一 定款の変更
- 二 歳入歳出予算及び総決算の承認
- 三 事業計画及び事業報告の承認
- 四 重要な財産の処分
- 五 役員に関する事項
- 六 本会の解散
- 七 定款において、総会に付議すべきものとして定められている事項及び理事会において、必要と認めた事項

第30条 次に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- 一 定款の変更に関する議案
- 二 予算及び決算に関する議案
- 三 事業計画及び事業報告に関する議案
- 四 諸規定の制定及び改廃
- 五 その他会長の付議した事項

第31条 総会の議事は、出席した正会員の過半数、理事会の議事は出席した理事の過半数によって決し、可否同数のときは、それぞれ議長が決する。

第32条 やむを得ない事由のため、総会又は理事会に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面をもって、表決することができる。
この場合は出席したものとみなす。

第5章 会 計

第33条 本会の資産は、財産並びに入会金、会費、その他の収入を以て構成する。

第34条 本会の経費は、前条の資産を以てあてる。

第35条 正会員の入会金は10万円とし、その他の会員の入会金は5万円とする。準会員が検定等に合格し、正会員に資格変更するときは5万円を徴収する。(き)(く)

第36条 会費は、通常会費、特別会費、賛助会費、及び臨時会費とする。

2 通常会費は、正会員及び準会員から徴収し、正会員にあっては月額2万円、準会員にあっては月額1万円とする。(い)(う)(き)(さ)

3 特別会費は、正会員及び準会員から個別検定、個別鑑定及び個別認定の合格数に応じて徴収する会費にして、その額は総会で決議したものとする。(く)

4 賛助会費は、賛助会員から徴収する会費にして、その額は総会で決議したものとする。

5 臨時会費は、正会員、準会員及び賛助会員から徴収する会費にして、その額は、理事会で決定し、その直後に開かれる総会で承認されたものとする。

6 名誉会員(個人)に対しては、会費は徴収しない。(く)

第37条 入会金は、入会と同時に、理事会で決議した納入方法により納入しなければならない。

2 既納の入会金、会費その他の納入金は、いかなる理由があっても返還しない。

第38条 剰余金を生じたときは、総会の決議を経て、その額の全部若しくは一部を翌年に繰り越し又は積立金として、積立てるものとする。

第39条 予算は、年度開始前に、理事会の決議を経て、総会に付議し、その承認を求めなければならない。

2 決算は、その年度終了後、財産目録とともに、監事の監査を経て、定期総会に付議し、その承認を求めなければならない。

第39条の2 第4条第三号に規定する業務に係る収支は、区分経理によって明確に行うものとする。(こ)

第40条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 定款の変更と解散

第41条 この定款は、総会において、正会員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。(く)

第42条 本会は、民法第68条第1項第二号から第四号まで及び第2項第二号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て解散する。(く)

第43条 前条により解散したときの残余財産は、総会の決議を経、かつ、主務官庁の許可を得て、本会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第7章 附 則

第44条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議により、会長が決める。

第45条 この定款は、自治大臣の許可のあった日(昭和43年2月7日)から施行する。

第46条 本会の最初の会計年度は、第40条の規定にかかわらず、本会の設立の日に始まり、昭和43年3月31日に終わる。

第47条 本会の設立当初における理事及び監事は、次のとおりとし、その任期は第17条の規定にかかわらず、最初の会計年度の終了後に開催される総会の終了のときまでとする。

第48条 この定款は、総務大臣の許可のあった日(平成19年10月29日)から施行する。